

国民健康保険料の算定方法の一部改正について

1 改正の背景

平成26年度の税制改正により、国民健康保険法施行令が改正されたことから、国民健康保険法施行令の基準に合わせ、平成27年度分以降の国民健康保険料の算定方法について、後期高齢者支援金等賦課限度額及び介護納付金賦課限度額を改定しようとするものです。

2 改正の内容

国民健康保険法施行令の基準に合わせ、次のとおり賦課限度額の改定を行います。

単位：円

	改定後	現 行
基礎賦課限度額（医療分）	510,000	510,000
後期高齢者支援金等賦課限度額	160,000	140,000
介護納付金賦課限度額	140,000	120,000
合 計	810,000	770,000

この改定により既に限度額に達している高所得者層にとっては負担増となりますが、中間所得者層の負担が増大しないため、所得階層別の負担の公平化が図られることとなります。

3 施行予定日

平成27年4月1日

4 賦課限度額に達する基準総所得金額（総所得金額等から基礎控除額 33 万円を差し引いた金額）

(1) 1人世帯の場合

単位：円

	基礎賦課分 基準総所得金額	後期支援分 基準総所得金額	介護納付分 基準総所得金額
限度額引上げ前 a	6,521,127	6,325,000	5,900,000
限度額引上げ後 b	6,521,127	7,325,000	7,011,112
差額（b-a）	0	1,000,000	1,111,112

- (2) 4人世帯（4人のうち2人が40歳以上で、介護納付金分の賦課対象）
の場合

単位：円

	基礎賦課分 基準総所得金額	後期支援分 基準総所得金額	介護納付分 基準総所得金額
限度額引上げ前 a	5,380,282	5,170,000	5,411,112
限度額引上げ後 b	5,380,282	6,170,000	6,522,223
差額（b - a）	0	1,000,000	1,111,111

※ 賦課限度額に達する基準総所得額の上昇に伴い、保険料調定額及び歳入見込額も増加が見込まれます。

5 賦課限度額改定による平成27年度歳入見込額

- (1) 後期高齢者支援金等分保険料

限度額超過世帯が188世帯減少し、調定見込額で1,463万7千円、歳入見込額で1,322万4千円の増が見込まれます。

単位：千円

	超過世帯数	調定見込額	歳入見込額
限度額引上げ前 a	831	1,279,334	1,156,731
限度額引上げ後 b	643	1,293,971	1,169,955
差引（b - a）	△188	14,637	13,224

- (2) 介護納付金分保険料

限度額超過世帯が125世帯減少し、調定見込額で727万3千円、歳入見込額で663万9千円の増が見込まれます。

単位：千円

	超過世帯数	調定見込額	歳入見込額
限度額引上げ前 a	425	453,996	412,398
限度額引上げ後 b	300	461,269	419,037
差引（b - a）	△125	7,273	6,639

上記2つの保険料の合計で、調定見込額は2,191万円、歳入見込額は、1,986万3千円の増が見込まれます。

（収納率 一般90% 退職97% で算出）

6 今後の対応について

津市国民健康保険条例の一部の改正についての議案を平成26年第4回津市議会定例会へ提出する予定です。

7 その他

平成27年1月施行予定の産科医療補償制度の見直しと併せて、健康保険法施行令における出産育児一時金の金額が改正される見込みであることから、その基準に合わせ、津市国民健康保険の出産育児一時金の支給額について改定する予定です。

現時点では健康保険法施行令の公布が11月中旬以降の見込みであるため、公布後は速やかに定例会に議案として提出いたします。

国民健康保険法施行令（抜粋）

（市町村の保険料の賦課に関する基準）

第二十九条の七 1～2 略

3 略

一～二 略

三 世帯主に対する保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、前号の表の上欄に掲げる後期高齢者支援金等賦課総額の区分に応じ、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額であること。

四～八 略

九 第三号の後期高齢者支援金等賦課額は、十六万円を超えることができないものであること。

4 略

一～二 略

三 世帯主に対する保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、前号の表の上欄に掲げる介護納付金賦課総額の区分に応じ、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額であること。

四～八 略

九 第三号の介護納付金賦課額は、十四万円を超えることができないものであること。